

令和 5 年 度
第 2 回市営住宅入居者選考委員会

日 時 令和 6 年 2 月 2 0 日 (火) 午前 1 0 時
場 所 鶴岡市役所 4 階ロビー

令和5年度市営住宅選考委員会委員名簿

	氏名	所属
委員長	阿部 和 廣	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 会長
委員	三浦 孝	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 副会長
委員	菅原 けい子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 副会長
委員	榎本 光 男	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 副会長
委員	五十嵐 和 喜	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 常務理事
委員 (職務代理者)	佐藤 律子	鶴岡市社会福祉協議会 生活支援課長

【事務局】

建設部長 坂 井 正 則
 建築課長 富 樫 武 也
 住宅支援係長 小 池 克 彦
 主事 前 田 和 輝

【山形県すまいまちづくり公社】

鶴岡事務所長 齋 藤 秀 雄
 管理専門員 釵 持 一 穂

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報 告

- (1) 令和5年度市営住宅公募状況 . . . 報告資料1
- (2) 令和2年度～令和5年度市営住宅公募状況 . . . 報告資料2
- (3) 令和5年度市営住宅入居者選考結果 . . . 報告資料3

4. 協 議

- (1) 令和6年1月募集状況、当選者の審査状況について . . . 協議資料1
- (2) 入居申込時の住宅困窮理由について 協議資料2

5. その他

6. 閉 会

令和5年度市営住宅公募状況

【入居者応募状況】

募集月	募集戸数	応募戸数	応募世帯数	入居戸数	辞退等	不適格	応募なし	応募なし住宅	不適格理由	辞退理由
5月	14	6	8	5	1	0	8	・美原 10-203 ・美原 8-303(単身可) ・稲生 2-203 ・東部 5-304 ・東部 1-401(単身可) ・大山 2-303 ・下名川 12 ・ふじなみ子育て(1戸)		・引っ越しと準備費用が捻出できないため
7月	15	5	8	4	3	0	10	・ちわら 1-408 ・ちわら 2-408 ・美原 10-202(単身可) ・美原 9-302(単身可) ・稲生 2-203 ・大山 2-303 ・大山 3-201 ・下名川 12 ・ちわら子育て(2戸)		・民間賃貸住宅入居(2件) ・二男と同居することになったため
9月	17	4	6	2	2	0	13	・ちわら2-408 ・美原 9-302(単身可) ・美原 10-302(単身可) ・稲生 2-203 ・稲生 2-302 ・稲生 4-305 ・東部 5-304(単身可) ・みどり 3-201 ・大山 2-301 ・下名川 12 ・下名川 17 ・下名川 20 ・ちわら子育て(1戸)		・体調不良のため治療に専念したい ・間取りが狭く改めて探すことにしたため
11月	19	7	9	5	2	0	12	・ちわら2-408 ・美原 10-302 ・美原 7-303(単身可) ・美原 9-302(単身可) ・稲生 2-302 ・東部 5-304(単身可) ・みどり 3-201 ・下名川 12 ・下名川 17 ・下名川 20 ・柳原 B-235 ・ちわら子育て(1戸)		・現居にしばらく住めることになったため ・県外在住の兄と同居することになったため
1月	19	4	6		0	0	15	・ちわら 1-508 ・ちわら 2-302 ・美原 7-303(単身可) ・美原 10-302(単身可) ・稲生 2-204 ・稲生 2-304 ・東部 1-302(単身可) ・東部 5-302 ・みどり 3-201 ・大山 2-303 ・大山 2-304 ・大山 3-201 ・下名川 17 ・下名川 20 ・柳原 B-235		
3月										
合計	84	26	37	16	8	0	58			

【世帯状況】

(単位:件)

世帯状況	R5年度							R4年度		
	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計	応募者に占める割合	合計	応募者に占める割合
高齢世帯	5	3	4	6	1		19	51.4%	33	75.0%
単身世帯	5	2	3	4	0		14	37.8%	26	59.1%
障害世帯	1	0	1	1	1		4	10.8%	5	11.4%
生保世帯	0	0	2	1	0		3	8.1%	4	9.1%
母子世帯	0	5	1	3	5		14	37.8%	8	18.2%
多子世帯	0	0	1	0	1		2	5.4%	1	2.3%
一般世帯	2	0	1	0	0		3	8.1%	5	11.4%
応募件数	8	8	6	9	6		37		44	
入居件数	5	4	2	5			16	43.2%	15	34.1%

※世帯状況が複数該当する場合は、重複計上

【応募回数状況】

(単位:件)

募集月回数	5月	7月	9月	11月	1月	3月	合計	全応募者に対する割合	当選者の割合
1回目	7 (4)	7 (5)	6 (4)	8 (7)	5 (3)		33 (23)	89.2%	85.2%
2回目		1 (1)		1 (1)	1 (1)		3 (3)	8.1%	11.1%
3回目	1 (1)						1 (1)	2.7%	3.7%
4回目									
5回目									
6回以上									
合計	8 (5)	8 (6)	6 (4)	9 (8)	6 (4)	(0)	37 (27)	100.0%	100.0%

()内数字は当選者

令和5年度市営住宅入居者選考結果

募集月	住宅名	入居者性別	入居者年代	世帯数	世帯類型	住宅困窮理由	入居の可否	入居不可理由等
7月募集	美原	男性	70代	1	高齢・単身	立退き要求	可	入居済
	みどり	女性	30代	2	母子	その他	可	申し出により辞退
	大西	女性	20代	2	母子	他世帯同居	可	入居済
	大西	女性	60代	1	高齢・単身	老朽危険	可	入居済
	ふじなみ (子育て向け)	女性	20代	3	母子	その他	可	入居済
9月募集	ちわら	男性	20代	3	一般	遠距離通勤	可	入居済
	大西	女性	70代	1	高齢・単身	高額家賃	可	入居済
	大山	女性	30代	4	母子	高額家賃	可	申し出により辞退
11月募集	ちわら	男性	60代	1	高齢・単身・障害・生保	高額家賃	可	入居済
	ちわら	女性	50代	2	高齢	立退き要求	可	申し出により辞退
	稲生	男性	60代	2	高齢	立退き要求	可	入居済
	みどり	男性	70代	1	高齢・単身	高額家賃	可	入居済
	大西	女性	70代	1	高齢・単身	高額家賃 立退き要求	可	入居済
	大山	男性	60代	1	高齢・単身	立退き要求	可	連絡待ち
	ふじなみ	女性	20代	3	母子	住宅以外に居住	可	入居済

入居申込みに伴う住宅困窮要件について

1. 要 旨

土砂災害の恐れのある等に居住し、かつ建築基準法上敷地内に再建築出来ない世帯について、資力がなく移転に伴い市営住宅を希望する場合は住宅困窮と認め市営住宅の入居申込みを可能とするもの。

2. 目 的

がけ崩れ等の土砂災害から身の安全を確保するにあたり、建築基準法上、原則再建築出来ないことから、住宅を建設するにあたっては新たに土地を求める必要があり、区域外に居住している世帯よりも負担が大きいため

3. 対象となる方

がけ地近接等危険住宅移転事業対象区域^{※1}に居住お住まいの方（賃貸除く）

※1 災害危険区域、がけ地区域、土砂災害特別警戒区域

4. その他

対象区域及び再建築の可否については建築課建築指導係で判断するものとする



県民の皆様へ

山形県パートナーシップ宣誓制度

のお知らせ

令和6年1月
スタート

交付番号

山形県パートナーシップ宣誓書受領証

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

【本人】 様 (年 月 日生)

【パートナー】 様 (年 月 日生)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

見本

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（表面）

山形県では、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「山形県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

本制度は、性的マイノリティのカップル（※）が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するものです。

※ 双方又はいずれか一方が性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる方であるカップル

山形県は、お二人が宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

本制度に関するお問い合わせ先

山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

【電話番号】 023-630-3269

（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで）

【FAX】 023-632-8238

【メール】 ywakamono@pref.yamagata.jp

制度についての詳細は、下記ホームページからご覧いただけます。

山形県パートナーシップ宣誓制度

検索

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



宣誓書受領証の裏面

○この受領証の提示を受けた方は、山形県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
問い合わせ先：山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
Tel 023-630-3269

○氏名（通称を使用している場合、戸籍上の氏名）
【本人】 _____ 【パートナー】 _____

○子の氏名
_____ (年 月 日生) _____ (年 月 日生)

○特記事項

○緊急連絡先（この欄の記入は自由です。）
私が急病やけが等で緊急の場合、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

見本

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（裏面）

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の裏面には、以下が記載されています。

- ①宣誓された方が通称を使用している場合の戸籍上の氏名
- ②お二人が未成年のお子様を育てられている場合のお子様の氏名及び生年月日
- ③緊急の場合のパートナーへの連絡先
※この欄への記載は自由となっています。

宣誓書受領証の提示を受けた方へ

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」は、制度を利用する方々がサービスの提供を受けるにあたり、自分たちの関係を示すために使用するものです。

性的マイノリティの当事者が抱える困難の一つとして、本人の同意なく、性的指向や性自認、戸籍上の性別等の情報を暴露されること（アウトティング）があります。

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、アウトティングや不当な差別的取扱いを行わない等、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

山形県の取組み

山形県パートナーシップ宣誓制度は婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方については、県営住宅の入居申込や、県立病院での面会等において、法律婚の配偶者と同様に取扱うこととしています。

今後も対象となる行政サービスの拡大や、性の多様性に関する周知啓発に取り組んでまいります。

パートナーシップ宣誓制度へのご理解・ご協力をお願いします

性の多様性を尊重する観点から、近年、パートナーシップ宣誓制度の利用者に対し家族同様のサービスを提供する企業や、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進めていく一環として、性的マイノリティの社員に配慮した職場づくりに取り組む企業が出てきています。

県民の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、性的マイノリティの方々が抱える困難や課題が解消されるよう、本制度へのご理解とご協力をお願いします。